

# 目次

口絵  
目次  
凡例  
解題

## 青木家文書

村政・村概要 (A 1) .....	29
田畠・土地 (A 2) .....	45
戸口関係 (A 3) .....	56
貢租 (B 1) .....	64
役金 (B 2) .....	91
課役 (B 3) .....	109
備荒救済・災害 (C) .....	111
山林関係 (D 1) .....	112
水利・水防 (D 2) .....	114
農民・農家経済 (E 1) .....	117
農業経営 (E 2) .....	134
農村商工 (E 3) .....	134
村民生活 (F 1) .....	139
寺社講組 (F 2) .....	151
その他 (G) .....	152

# 解題

一

本目録は、東京教育大学農村史資料研究会の佐藤常雄氏が中心となり作成した目録をもととしている。すなわち、本目録は『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書』に依拠して作成したものであり、当時の東京教育大学農学部の龍野四郎助教授、佐藤常雄助手が整理した成果である（青木恵一郎氏・同書あとがきによる）ことをまずお断りしておきたい。

佐藤常雄氏は、近世農村史研究の第一人者で、長野市の川中島地域、殊に旧上田領（塩崎知行所）に伝わった古文書整理を精力的にすすめられた。長野市立博物館の所蔵となる信濃国更級郡今井村の小林家文書の整理にも尽力されている。

さて、本目録を編集するに際して、佐藤氏の整理を踏襲するかたちでの刊行となつたのにはいくつかの理由がある。第一に、青木家文書の現在の収納形態は、古文書を一点づつ東京教育大学の史料整理封筒に収納したうえで、封筒上には古文書の詳細なデータが手書きで取られているためである。佐藤氏の丹念な整理の様子が読み取れ、佐藤氏の整理方法をそのまま踏襲することが最も良の策と判断をしたのである。第二に、青木家より寄託を受けてから早二〇年もの歳月が経過した。このため収蔵資料の公開が急がれ、史料整理を行うため、时限的な事業である緊急雇用創出事業を活用しての目録刊行としたためである。目録刊行にあたつては、史料の確認作業と目録のデータ化を雇用者が行つた。目録のデータ化とは、『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書』の入力と、入力した文字と現物資料との照合作業を意味している。緊急雇用創出事業による成果品としての意味合いが強いことを付言しておきたい。

そして第三の理由として、利用者の便を考えた時、やはり旧来の項目別の目録編成の方がわかりやすいのではないかと考えたためである。『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書』は、編年による目録編成であるが、本目録では佐藤氏が施した項目をもとにしで編成している。

このような目的から本目録の刊行が実現したことを、まずはお断りしておきたい。

さて、本目録の記載方法について、『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書』の凡例から転記しておきたい。

まず文書名についてであるが、これは現表題を重視し、表題のないものについては括弧内に文書内容を記している。

文書の形態については、縦（縦帳）、横（横帳）、状、絵図という分類で行っている。

なお、青木家からは未整理の文書も合わせて寄託をうけており、これらの文書を含めて、あらたな目録を作成する必要のあることを断わっておきたい。

## 二

次に、文書群の分類項目について述べておきたい。この分類については、項目による分類である。それを列記しておきたい。

- ① 村政、村概要
- ② 田畠、土地
- ③ 戸口
- ④ 貢租
- ⑤ 役金
- ⑥ 課役
- ⑦ 備荒救済、災害
- ⑧ 山林
- ⑨ 水利、水防
- ⑩ 農民、農家経済

(11) 農業経営

(12) 農村商工業

(13) 農民生活

(14) 寺社講組

(15) その他

この項目は、東京教育大学農村史資料研究会の様式とされるものである(『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書目録』凡例による)。

この分類項目の中でその量の多いのは、戸口関係である。村送り状などがこの分類に含まれる。次に多いのは貢租関係である。近年、文書目録の作成にあたって、主題別に項目編成することは避けられている。本目録もこうした意味では時流にそぐわないものとなっている。本目録の刊行が急がれる理由は先に述べたとおりであり、現在の収蔵形態を尊重する意味で、東京教育大学が整理分類したかたちのまま構成している。今後、史料群の精査を行い、未整理分の古文書を含めての目録作成を計画したいと考えている。

### 三

つぎに、文書群を成立させる要件となつた支配関係について触れておきたい。青木家は太閤検地帳が残されていることから明らかのように、近世の初めには上杉景勝支配のもとにいた。海津城代の須田満親の支配下にあつた。その後、江戸時代当初は上田藩の川中島領分となつている。

宝永三年(一七〇六)に上田藩主・仙石氏にかわつて但馬国出石から松平氏が移封してきた。これに伴つて、川中島領の一万石は松平氏の領地となつた。川中島領の村々とその石高を列記すると、稻荷山村七〇二石、塩崎村二八五三石、岡田村一三三四石、今井村一一二石、今里村一〇五六石、上氷鉋村九〇〇石、中氷鉋村七七〇石、戸部村一二六九石であつた。地方支配について

みると、割番や村庄屋のうえに大庄屋を置いて統治した。また、村をいくつか束ねて「組」をつくり統治している。川中島八ヶ村は「組」に準じて行政単位としている。各村にはそれぞれに、庄屋・組頭・長百姓の村方三役を置いた。

享保一五年（一七三〇）、上田藩主松平忠愛が、弟・忠容に川中島一万石のうち、五千石を分知する。塩崎村、今井村、上氷鉋村と中氷鉋村の七七〇石うちの一三三石である。これを塩崎知行所といった。陣屋は塩崎村に置かれた。

さて、本史料群は享保一五年以降も上田藩の川中島領として残された中氷鉋村に伝わった文書群である。中氷鉋村については、明治四年の村明細帳が残されており、村の様子がよくわかる。この史料をもとにして、『更級埴科地方誌 近世編（下）』（更級埴科地方誌刊行会 一九八一年）は村の特徴を分析し、注目される点が列記されている。ここでは、該当部分をそのまま抜き出して列記しておきたい。

- ①年貢は皆金納、納期は一一月、一二月中四度納、年貢糲一俵（五斗入）は米二斗五升（五合摺）である点、
- ②六ヶ村組合用水堰の普請人馬は村々より供出、中氷鉋村分は平年は自普請、格別の場合は藩より手当を受けるという点、
- ③備荒囲穀（貯穀）は定免年には藩よりの積み立と村方の積み立とがあり、凶荒の場合は藩から拝借し来作取入をもつて返納、平年でも極難渋の場合は拝借—秋作返納の方法をとっている点、
- ④田畠肥料（油粕、綿実粕、酒粕）、田畠小作入上糲（畠は一反歩に付三俵半—四俵位、畠は一〇〇坪に付一俵—一俵一斗五升位）、稻種（こぼれ、別所、白はんだ、赤餅）、畠作物（麦、木綿、秋菜、大根）を示している点、
- ⑤薪（最寄の山方から取入）、農間稼（男は薪取、ねこ・筵・縄・わらじ作り、女は布・木綿少々衣類にする）、特殊な稼（繭・糸・絹・綿の中買人一九人、大工三人、畔鋏七人、左官三人、紺屋三人、水車一軒）を示している点、
- ⑥五ヶ年定免実施中（豊凶年により検見願出、定免期限切の場合は定免願継を行う）である点、
- ⑦八ヶ所渡舟賃（矢代、関崎、赤坂、市村、煤花、寺尾、小市、芝）、寺社が示されている点、

それでは次に、青木家について概略を述べておきたい。

#### 四

青木家については、『信州更級郡川中島中氷鉋青木家文書目録』のあとがきに、青木恵一郎氏がその概略を述べているので、それを参考にしながら述べることとする。

青木家は、元和五年（一六一九）に酒井忠勝が松代城主の時に、一万石を先祖の青木四郎兵衛が割番庄屋となり支配し、その後、中氷鉋村が上田領となつたため上田領の割番庄屋役をつとめたという。このように、青木家は割番役と庄屋役という二つの役職を兼ねる家であつたことがわかる。

上田領支配においては、各村々には庄屋—組頭—長百姓という系列があり、この上に割番が置かれていた。明治三年の記録によれば、中氷鉋村には庄屋二名、組頭三名、長百姓三名となつていた（『更級埴科地方誌 近世（下）』）。長百姓は清水八卯平、北沢与惣治、青木清左衛門であり、組頭は青木喜四郎、青木五郎右衛門、峯村鑑左衛門であり、庄屋は青木得三、青木条太郎である。本文書を所蔵する青木家は庄屋二名のうちの青木条太郎家である。

青木家文書は、『更級埴科地方誌 近世（下）』において、青木家の土地所有を分析する際に多く利用されている。青木家文書は中氷鉋村で最高の土地所有の家であり、次に述べるように、太閤検地帳の時期からの所有高変遷がうかがわれる好資料として分析対象とされてきた。また、村の構成員の分析や青木家における小作経営の実態もこの文書群によつて明らかにされてきている。詳細については同書に譲ることとするが、村政にかかる文書群のほかに、青木家の家経営の文書が多く含まれている点は指摘しておきたい。

青木家文書中には、北信濃で唯一現存する太閤検地帳が残されている。これは現在、長野市指定文化財となつてゐる。表紙は次のようにある。

(表紙)

一

黒印

文禄四年九月廿九日

信濃国更科郡川中嶋内 中氷鉋村 御檢地帳

下氷鉋村

増田右衛門尉内

大橋才次 黒印

一

『信濃国更科郡川中嶋内 中氷鉋村 下氷鉋村 御檢地帳』と題されたこの検地帳は、文禄四年（一五九五）に豊臣秀吉五奉行の一人・増田長盛の指揮により、その配下の大橋才次が実施したものである。検地帳は縦二九五ミリメートル、横二〇七ミリメートルである。帳面末尾には海津城主の須田満親の黒印（印文は「春」）がおされている。この当時、北信濃は越後の上杉景勝の支配下となつており、海津城には須田満親が城主としてこの地を治めていた。

太閤検地については、『長野市誌 第二卷 歴史編 原始古代中世史編』で詳細な検討がなされている。ここではその成果の一

部を示しておきたい。

帳面には、下氷鉋村の田畠九六筆を記し、続いて中氷鉋村の田畠一〇三筆を記す。それに続いて、居屋敷を中氷鉋村二七筆、下氷鉋村二三筆の五〇筆を記している。

まずは、検地帳に記されている名請人（なうけにん）について見る。

下氷鉋村の二一人については、「小幡分」「寺尾分」「海津分」と分付記載されている。「小幡分」は小幡下野守の所領、「寺尾分」は寺尾百龍丸の所領をそれぞれ指す。「海津分」は上杉景勝の直轄領であることを示す。小幡下野守や寺尾百龍丸は海津城付きの武将で、これらの土地は上杉景勝から与えられたものである。

中氷鉋村は、「須田分」と「いせ分」などがある。このうち「須田」は海津城主の須田満親を指し、須田満親の所領が中氷鉋に集中していたことがわかる。また、「いせ分」は伊勢社を指し、伊勢社の神領をであることがわかる。また、中氷鉋村にも上杉景勝の直轄領が存在する。

次に居屋敷の記載についてみておきたい。

既述のように、居屋敷は五〇筆あるが、この中で注目すべきは、下氷鉋村では四筆が「明屋」と記され、中氷鉋村においては一三筆が「失人」と記されている。このことから、両村のうち三分の一の居屋敷に居住者がいないという実態のあつたことが確認される。この時期における村や耕地の荒廃、欠落・流浪者の増大という世情をそのまま反映したものとができる。

なお、図版としてこの検地帳をすべて載せたので参照いただきたい。